「労使間のトラブル相談」重点受付週間の お知らせ (解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ など)

◎ 重点受付週間

期間:令和7年10月30日(木)~11月5日(水)

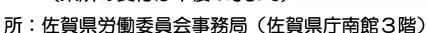
☆平日は相談時間を延長します。また、土曜・日曜も相談を受け付けます。

平 日 午前8時30分~午後8時

(来所の受付は午後7時まで)

土・日祝 午前9時~午後5時

(来所の受付は午後4時まで)



※ 来所の相談については、事前予約をおすすめします。



◎重点受付週間以外の平日でも、解雇、 雇止め、パワハラ、セクハラなどの労使 間トラブルの相談を<u>通年無料</u>で行ってい ます。

ご利用は

無料

ご相談は、<u>平日の午前8時30分から</u> <u>午後5時15分</u>まで、電話もしくは来所に てお受けしています。

秘密は厳守されますので、安心して ご相談ください。 **回り返**

問合せ先 佐賀県労働委員会事務局

電話:0952(25)7242 FAX:0952 (25) 7324

〒840-8570 佐賀市城内 1-6-5 佐賀県庁南館 3 階 ※案内図は裏面参照

